

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における
近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について
（協力依頼）

緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗については、「緊急避妊薬を調剤・販売する薬剤師及び販売する薬局・店舗販売業の店舗について」（令和 7 年 9 月 18 日付け医薬総発 0918 第 2 号／医薬薬審発 0918 第 3 号。以下「調剤・販売通知」という。）により、また、調剤・販売通知 3.（1）③で規定する「近隣の産婦人科医等との連携体制を構築」の詳細については、「緊急避妊薬を販売する薬局・店舗販売業の店舗における近隣の産婦人科医等との連携体制の構築について」（令和 7 年 10 月 28 日付け医薬総発 1028 第 1 号／医薬薬審発 1028 第 1 号。以下「連携通知」という。）により、それぞれ示しているところです。

令和 8 年 2 月 2 日より、要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が開始されましたが、厚生労働省HPにおいて公表している「要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧」（※）は、連携通知の「記 1.」に規定する、都道府県医師会の「連携医療機関名簿」と都道府県薬剤師会の「緊急避妊薬販売薬局等名簿」の取り交わし、又は、連携通知の「記 3.」に規定する、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗が近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関と取り交わす「連携構築に係る文書」等を踏まえ作成しているところ、貴部局におかれましては、貴管下における適切な販売体制確保に資するよう、都道府県医師会及び都道府県薬剤師会間の調整、又は、販売しようとする薬局・店舗販売業の店舗及び近隣の産婦人科医が所属する個々の医療機関間の調整に御協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、本件については、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会にも通知していることを申し添えます。

(※) 要指導医薬品である緊急避妊薬の販売が可能な薬局等の一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/kinnkyuuhininnyaku_00005.html